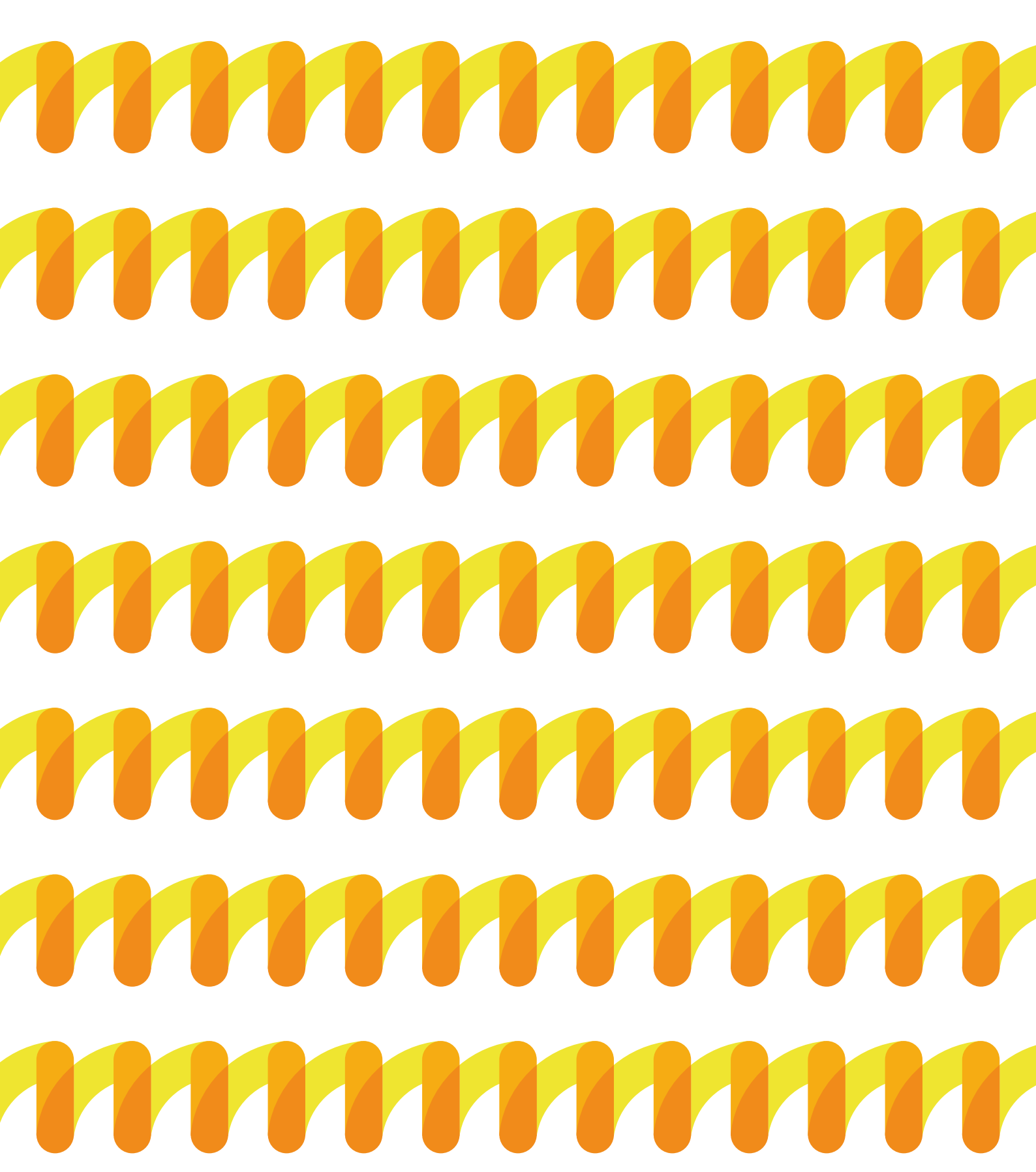




Well-being
Japan
2024

教育 × ウェルビーイング

廣田 貢

(文部科学省総合教育政策局政策課企画官)

Society of
Well-being



教育 × ウェルビーイング

廣田 貢（文部科学省総合教育政策局政策課企画官）

01 教育振興基本計画におけるウェルビーイングの位置づけ

2023 年 6 月、政府において新たな「教育振興基本計画」が閣議決定された。教育振興基本計画とは、教育基本法に基づいて政府が策定する教育に関する総合計画である。教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿（ビジョン）を国民に明確に示すとともに、その実現に向けて具体的にどのような教育施策を振興し改革していくかというアクションを明らかにすることが重要であり、同計画には、目指すべき教育の基本的な方針とともに、具体的に講ずる施策、指標等が示されている。

新たな計画については、令和 4 年 2 月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問がなされ、同審議会の下に置かれた教育振興基本計画部会を中心に約 1 年にわたり審議が重ねられた。同部会では、第 3 期期間中における取組の成果や課題の整理はもとより、教育を巡る様々な社会の現状や変化、教育現場における基本計画の実効性など、多岐に渡る視点について議論が重ねられた。また、審議のプロセスにおいては、審議会の委員間における議論にとどまらず、ユース政策モニターを活用し、こども⁽¹⁾・若者を交えたグループワーク・意見交換を実施したり、文部科学省の若手・中堅職員を主体とした現場の方々（大学生、現職の教員、学校管理職、市町村教育長など）との対話を実施したりするほか、経済界や産業界、教育関係団体など、様々な関係者との対話を重ねて策定された。

不登校やいじめ、貧困などこどもたちの抱える課題が多様化・複雑化する一方、将来の予測が困難な「VUCA」⁽²⁾と言われる時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくこと、また、一人一人のウェルビーイングを高め、社会全体のウェルビーイングの向上を目指すことの重要性が議論され、同計画の総括的なコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が位置づけられることとなった。

02 日本社会に根差したウェルビーイングとは

新たな教育振興基本計画において、ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものとされ、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念であることが強調された。この考え方は OECD の「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」⁽³⁾で示されたウェルビーイングの概念と軌を一にするものと言える。中央教育審議会において、ウェルビーイングという用語を日本語に置き換えるべきではないかとの議論もあったが、様々な議論を経て、計画ではウェルビーイングという用語を用いつつ、概念を丁寧に解説する形でまとめられた。

計画では、ウェルビーイングの側面として、自尊感情や自己効力感などの「個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング」（獲得的要素）に加え、日本を含むアジアの文化圏で重視される利他性や協働性、社会貢献意識などの「人とのつながり・関係性に基づくウェルビーイング」（協調的要素）の重要性に言及した上で、両者を

調和的・一体的に育む「調和と協調 (Balance and Harmony)」に基づくウェルビーイングを「日本社会に根差したウェルビーイング」として実現を目指すこととされた。

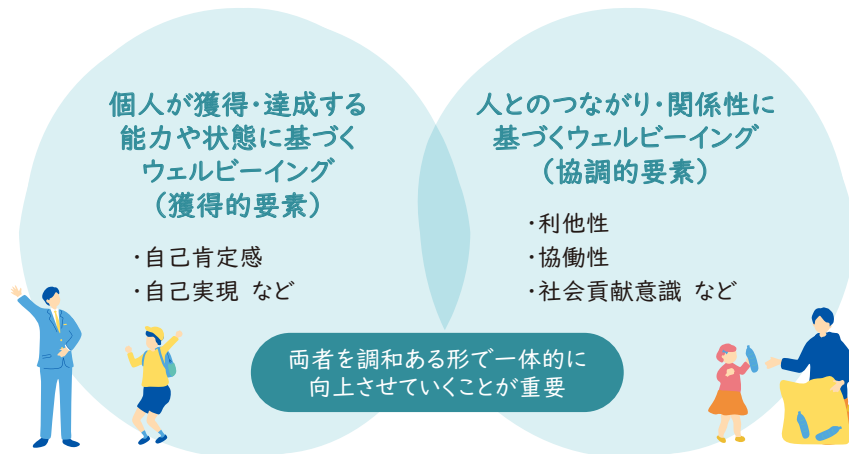


図 1：日本社会に根差したウェルビーイング（概念図）

あわせて、こども・若者のウェルビーイングの向上のためには、

- ・教師をはじめとする学校の構成員のウェルビーイングが重要であり、学びの土壌や環境をよい状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となることが家庭や地域のウェルビーイングにつながる
- ・生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である
- ・個々のウェルビーイングが高まる場や組織が社会全体に増えていくことが必要である
- ・こどもたちが幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、ウェルビーイングが社会全体に広がり、世代を超えて循環していくというあり方が求められる

についても述べられている。

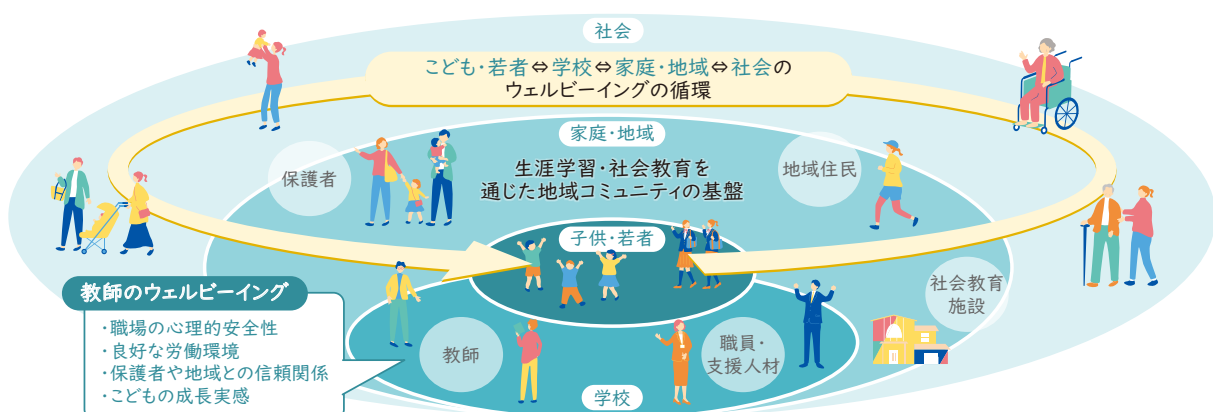


図 2：教師のウェルビーイング、学校・家庭・地域のウェルビーイング（概念図）

03 日々の教育活動の充実を通じてウェルビーイングを実現する

計画では、日本社会に根差したウェルビーイングの要素として、「幸福感」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられ、これらを、教育を通じて向上させていく重要性が指摘された。

学校・教育現場においては、こどもたちの多様な状況に応じた学習者主体の学びや、多様な他者と協働した学びを充実していくこと、また、いじめ・不登校への対応や特別支援教育など、誰一人取り残されず全てのこどもたちの可能性を引き出す学びを充実していくことなど、日常的教育活動を通じて、一人一人の多様なウェルビーイングの実現を図っていくことが重要である。

その結果として、特にこどもたちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが重要であり、令和5年度の全国学力・学習状況調査において、児童生徒の挑戦心、自己有用感、幸福感等に関する状況を分析したところ、主体的・対話的で深い学びや個別最適な学びに関する設問と児童生徒の自己有用感等に関する設問の間には相関が見られるなど、主体的・対話的で深い学びや個別最適な学びが、児童生徒の自己有用感等に影響を与えている可能性が示唆されたところであり⁽⁴⁾、引き続き、詳細に分析していくこととしている。

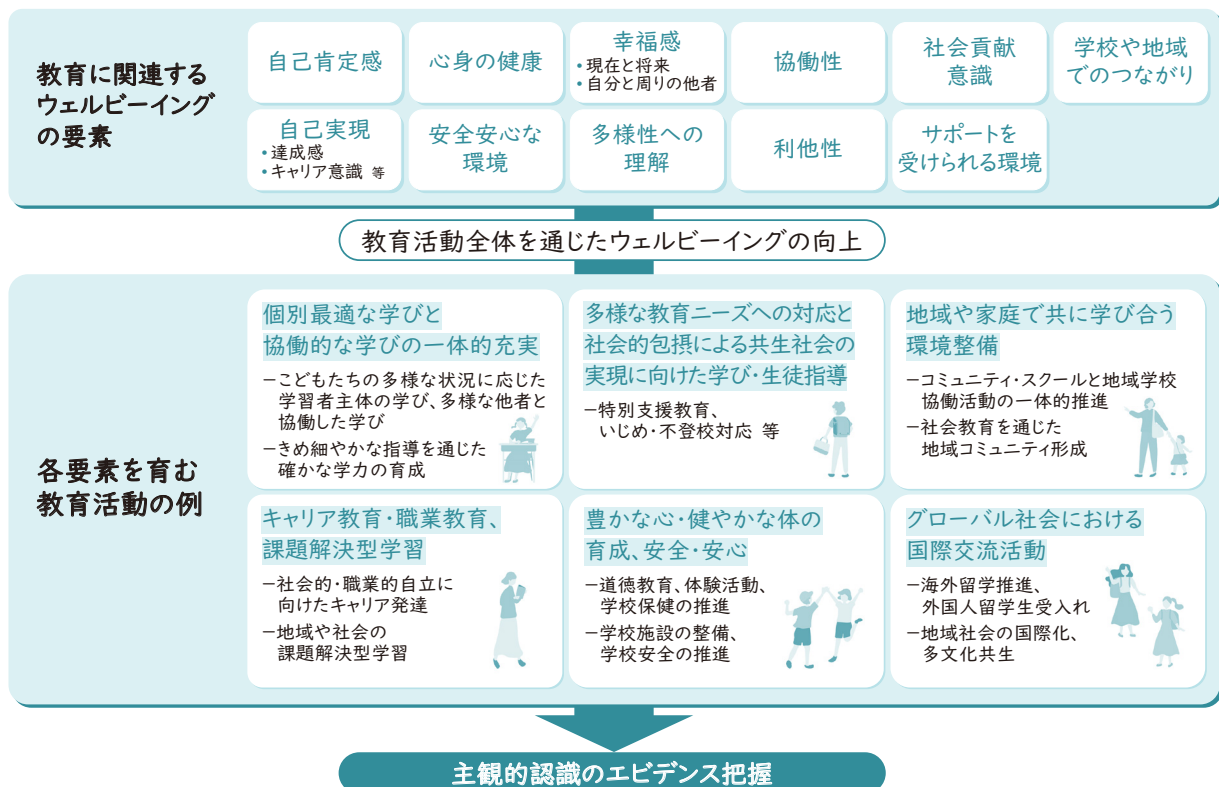


図3：教育活動全体を通じたウェルビーイング（概念図）

04 こどもまんなか社会とウェルビーイング

2023年12月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定された。本大綱に基づき、政府全体のこども施策が推進されていくこととなるが、同大綱では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが打ち出されている。

これは、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら、心身ともに健やかに成長できる社会であり、個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を受け容れて大切に感じることができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会でもある。

こども大綱には、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生をはじめ、教育の重要施策が位置づけられており、教育・こども・子育てにかかる施策を総合的に進めることにより、一人一人のウェルビーイングの向上、さらには、社会全体のウェルビーイングの向上につなげていくことが重要である。

05 ウェルビーイングの動きを全国に広げるために

教育基本法において、地方公共団体には、政府の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて、地方公共団体としての教育振興基本計画を定める努力義務が課せられている⁽⁵⁾。文部科学省では、全国において教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上が図られるとともに、今後の計画の見直し・策定に反映されるよう、全国の地方公共団体等に計画を周知するとともに、都道府県・市町村の教育長はじめ、行政・学校関係者への説明・対話の機会を積極的に設けている。また、計画のポイントとして、ウェルビーイングの理念や教育活動における重要性等をわかりやすく解説する動画をウェブサイト⁽⁶⁾に掲載し広く周知を図っている。

こども基本法においても同様に、地方公共団体には、政府のこども大綱を勘案し、こども施策についての計画を定めるよう努力義務が課せられており、こども家庭庁では、全国の地方公共団体に対し、計画の策定や具体的な取組に反映されるよう、こども大綱の周知を図るとともに、今後も様々な場を活用しながら、広く周知を図っていくこととしている。

こうした政府や地方公共団体の動きも相まって、ウェルビーイングの理念や取組が全国に広がり、社会全体のウェルビーイングにつながることを大いに期待したい。

【参考文献・注釈】

- (1) 本稿では、こども基本法、こども大綱などに言及していることから、便宜的に「こども」表記に統一している。
- (2) Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字
- (3) OECD「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」（2019年5月）（原文 OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019）
- (4) 令和5年度全国学力・学習状況調査 <https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/data/23summary.pdf>
- (5) 2021年3月時点における教育振興基本計画の策定状況は、都道府県・指定都市100%、市町村（指定都市を除く）82.9%の状況にある（文部科学省調べ）。

(6) 文部科学省ウェブサイト「計画ポイント解説〜ウェルビーイング編〜」を掲載

<https://www.youtube.com/watch?v=AF2-S1EGGiE>